

公益社団法人徳島県防犯協会役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県防犯協会「以下（この法人）という。」の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の費用をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務にあたって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いの要するものについては、前もって支払うものとする。

(費用の支給方法)

第5条 費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人徳島県防犯協会の設立の登記の日から施行する。